

三 ・ 四階直結給水施工要綱

平成8年4月1日

(目 的)

第1条 この要綱は、給水装置基準第7条の2の第1項の規定に基づき、三階建て、四階建て建築物へ直結給水（以下、「三・四階直結給水」という。）する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(対象建物)

第2条 三・四階直結給水の対象建物は、次の各号に定める条件を満たすこと。

- (1) 給水装置工事を施工する地点（給水予定地点）に最も近い配管上で、自記水圧計等により測定した水圧（最小動水圧）が、次の条件を満たすこと。
 - ア 建物の三階までへの直結給水 … 0.25Mpa以上
 - イ 建物の四階までへの直結給水 … 0.30Mpa以上
- (2) 給水予定地点に最も近い配水管上において、既に計測された水圧測定データがある場合は、前号の条件を満たすこと。
- (3) 水圧測定データと給水予定地点附近の標高差が異なる場合は、補正後の値が第1号の条件を満たすこと。
- (4) 水圧測定データに対して、ピーク期補正、長期計画補正等が必要と判断する場合は、補正後の値が第1号の条件を満たすこと。

(設計審査)

第3条 三・四階直結給水を行う場合の設計では、原則として水理計算書を提出すること。水理計算書で、引込み口径、余裕水頭及び1日最大使用水量を算定すること。

- (1) 次の建物のうち、新設建物の場合は、水理計算書の提出を省略することができるものとする。
 - ア 戸建て住宅
 - イ 集合住宅の給水戸数及び給水栓設置高さ
 - (ア) 三階建て建物
 - ・ 給水戸数 18戸以下
 - ・ 給水栓の設置高さ 道路面から8.5m以下
 - (イ) 四階建て建物
 - ・ 給水戸数 24戸以下
 - ・ 給水栓の設置高さ 道路面から11.5m以下
- (2) 水理計算に用いる設計水圧は、原則として、第2条各号の条件に基づき決定した配水管最小動水圧から0.05Mpa差し引いた値とする。ただし、上限は0.30Mpaとする。
- (3) 水理計算により、すべての給水用具の所要水圧及び所要流量を確保するため、給水用具の同時使用の割合を十分考慮して設計するとともに、ある程度の余裕水頭を考慮しておかなければならない。
- (4) 水理計算の方法は、以下による。

- ア 給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径50mm以下の場合は、ウエストン公式により、口径75mm以上についてはヘーゼン・ウィリアムズ公式による。
- イ 計画使用水量の計算は、同時使用水量（瞬時最大流量）の算定方法により、建物用途、水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮して最適な方法を選択しておこなわなければならない。
- ウ 給水管の管内流速は、2.0m/秒以下とする。
- エ メータの口径は20mm以上とし、選定にあたっては、給水装置の使用実態等を考慮した適正な口径としなければならない。

（運 用）

第4条 三・四階直結給水は前条の外、次のとおり運用する。

- (1) 三階（四階）建て以上の建物に対する給水は、三階（四階）までを直結給水、四階（五階）以上を受水槽で給水する、直結直圧・受水槽併用方式とすることができる。ただし、それぞれの方式による給水管を連結してはならない。
- (2) 既設建物で受水槽から直結給水に切替える場合は、別途水理計算書を提出しなければならない。

（分岐可能な配水管口径）

第5条 三・四階直結給水ができる分岐可能な配水管口径は、下表のとおりとする。

配水管口径	行き止まり管	分岐管口径
50mm（注1）	不可	20mm ～ 30mm
75mm	不可	20mm ～ 50mm
100mm	不可	20mm ～ 75mm
150mm～250mm	可	20mm ～ 75mm

（注1） 3階建ての戸建て専用住宅の分岐に限る。

（給水装置の構造及び材質）

第6条 三・四階直結給水を行う場合の給水装置の構造及び材質のは、次のとおりとする。

- (1) 止水栓及びバルブは、圧力損失の少ないボールバルブを使用しなければならない。
- (2) 集合住宅等にあつて、二階、三階、四階の立ち上がり配管を共通とする場合は、立ち上がり配管分岐部及び各階層に止水バルブを設置しなければならない。
- (3) 集合住宅等のメータの設置場所は、パイプシャフト内とする。
ただし、パイプシャフトが無い場合は、一階地上とする。
- (4) パイプシャフト内に設置する企業局貸与メータは、メータユニット型とする。
- (5) 1階地上にメータを設置する場合、メータから三階(四階)までの給水管の口径は、25mm以上としなければならない。また、立ち上がり管については、ライニング鋼管を使用すること。
- (6) 立ち上がり配管の最上部で点検が容易な場所に吸排気弁及びメンテナンスバルブ（仕切弁又は、ボール弁）、ドレン配管を設置しなければならない。

2 既設建物の給水方式を受水槽方式から直結給水方式に変更しようとする場合は、以下の

とおりとする。

- (1) 既設給水設備を給水装置として再使用できる場合は、「受水槽式給水設備の給水装置への切替に関する留意事項について〔平成17年9月5日（健水発第0905001号）〕」に基づく材料及び水質基準に適合していなければならない。
- (2) 既設配管の耐圧試験水圧は、0.75Mpaを基準とするが、配管状態により、給水装置主任技術者の判断による水圧で試験することができるものとし、本市の承認を得るものとする。

この場合の目安となる試験水圧は、想定される給水水圧の最大値×1.5程度 \leq 0.75Mpaとする。

（給水協議）

第7条 三・四階直結給水の申請者は、三・四階直結給水協議書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 協議の内容は、次のとおりとする。

- (1) 必要水量と給水管の口径
- (2) 直結給水階数と戸数
- (3) 給水方法
- (4) 水理計算書
- (5) メータの設置場所
- (6) 給水装置の所有者(管理者)
- (7) その他給水装置の構造等

3 申請者は、第2項の協議を受けて決定した内容に基づいて、給水装置工事申請書を管理者に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるほか、必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成 9年 4月 1日 一部改正

平成17年 7月 1日 一部改正

平成22年 6月 2日 一部改正

令和 2年12月28日 一部改正

令和 4年 3月29日 一部改正

受付年月日	年 月 日
受付整理番号	第 号

年 月 日

(宛先) 金沢市公営企業管理者

申請者 住所
氏名
TEL

三・四階直結給水協議書 (変更・新規)

このたび、下記のとおり三・四階直結給水を行いたいので、申請します。

記

- 1 装置場所
.....
- 2 工事期間
.....
- 3 給水装置の所有者 住所
氏名
.....
- 4 建築の種類 階数
戸数
延床面積
棟数
日最大水量
.....
- 5 添付書類 位置図・平面図・立面図・構造図・水理計算書・その他
.....
- 6 その他
.....